

峠の向こうに何がある ―商いへの旅立ち―

宇佐美 英機



初代塚本定右衛門旅商いの図（聚心庵所蔵）

皆さんこんにちは。ただいまご紹介にあずかりました宇佐美でございます。今年の史料館秋季企画展は、「胸にふるさと心で商い―近江の商人、旅の空―」という、当館ではいまだかつてない粋な名称で開催させていただきます。そのため、私の講演題も、この企画展テーマに恥じないようにと無い知恵を絞って、「峠の向こうに何がある―商いへの旅立ち―」などつけてみました。羊頭狗肉なお話になるかもしれませんが、お許しい

ただきたいと思えます。

ところで、この企画展はNPO法人たねや近江文庫との共催で行っていることは、ポスターやビラでお気づきのことかと思えます。実は史料館に保管されている史料を素材にした共同研究は次表の通りですが、平成十二年からのことで、途中一年間のお休みはあるものの、本年に至るまで一七年継続している事業です。共同研究テーマも原則として近江商人や近江社会に関わったことでやって参りました。私が共同研究者の受け入れ教員として続けて参りましたが、すでに経済学部を定年退職しましたもので、せっかく長い間続けてきた事業ですから、一つの区切りとして成果の一端を披露できないものかと、青柳館長や史料館スタッフの皆さんが秋季企画展の共催をたねや近江文庫と交渉して下さい、ご協力のもとにこのような企画展を開催することができました。史料館やたねや近江文庫、ならびに関係者の方々には感謝の念をお伝えしたいと思います。

今回の企画展において展示されている多くのパネル資料は、共同研究で利用した史料や分析を加えて論文として発表された近江商家のもので、もっと詳しくそれらの内容について知りたいと興味を抱かれた方は、共同研究一覧表中の成果物としてあげております論文などをご覧ください。附属史料館『研究紀要』に掲載されている論文は、滋賀大学のHPから図書館にアクセスして滋賀大学情報リポジトリを利用していただければ、容易に入手できますので、お手すきの折に試みていただければ幸いです。

滋賀大学経済学部と(株)たねや、NPO法人たねや近江文庫との共同研究の推移

共同研究期間	研究テーマ	成果物
平成12年8月～13年3月	近江国内商業史の研究	「近江風物詩 ものづくり近江商人」作製。「日本赤十字社社員名鑑 第壹編」データ入力(蒲生郡・神崎郡・愛知郡)。
平成13年4月～14年3月	近江国内商業史の研究(継続)	「近江風物詩 近江商人と地場産業」作製。同上データ入力(大津市・犬上郡・甲賀郡・高島郡)。宇佐美英機・川島民親「近江商人川島宗兵衛家研究序説―その創業と経営活動―」(附属史料館『研究紀要』35号) 公刊。
平成14年4月～15年3月	近江国内商業史の研究(継続)	「近江風俗詩 蒲生野の商人団 近江商人誕生」作製。同上データベース作製(滋賀郡・栗太郡・野洲郡・伊香郡・東浅井郡)。「川島宗兵衛家文書」資料目録刊行(『研究紀要』36号)
平成15年4月～16年3月	近江商家の家訓・店則の現代的意義の研究	「塚本定右衛門家文書」データ入力。
平成16年度	「NPO法人たねや近江文庫」設立準備のため休止	
平成17年6月～18年3月	「近江商人」と「地商い商人」の社会的営為に関する比較研究	「伊藤忠兵衛家文書」のうち奉公人(店員)名簿データ入力(約300名分)。
平成18年4月～19年3月	近江商家の奉公人と経営活動	上記名簿データの修正。桂浩子「伊藤長兵衛商店の奉公人」(『研究紀要』40号) 公刊。
平成19年4月～20年3月	近江商人史料と経営活動の研究	近江八幡「苗村家文書」の点検・修正。近江商人家印の収集・整理。
平成20年4月～21年3月	近江商人史料と経営活動の研究(継続)	宇佐美英機編『伊藤長兵衛家文書目録』(滋賀大学経済学部附属史料館) 刊行。近江商人家印のデータ入力。
平成21年4月～22年3月	伊藤長兵衛商店、川島宗兵衛家の総合的研究	伊藤長兵衛商店棚卸帳・勘定帳簿による資産増減データ入力。
平成22年4月～23年3月	近江商人の総合的研究	伊藤長兵衛商店出店地籍・屋敷図の確定。桂浩子「伊藤長兵衛商店の出店について」(『研究紀要』44号) 公刊。
平成23年4月～24年3月	川島宗兵衛家文書を用いた地域経済・経営の実証研究	川島宗兵衛家取引先・取扱商品・数量データ入力。
平成24年4月～25年3月	川島宗兵衛家文書を用いた地域経済・経営の実証研究(継続)	同上
平成25年4月～26年3月	近江商人川島宗兵衛家経営の実証研究	川島民親・桂浩子「近江商人川島宗兵衛家の西国商い」(『研究紀要』47号) 公刊。
平成26年4月～27年3月	近江八幡市域の商家文書を通じてみる諸儀礼の研究	「苗村家文書」「西川伝右衛門家文書」等、八幡商人の商家文書に見られる諸儀礼データ入力。
平成27年4月～28年3月	近江八幡市域の商家文書を通じてみる諸儀礼の研究(継続)	川島民親「枝郷塚本村独立宣言」、桂浩子「近江八幡市域の商家にみる諸儀礼について」(青柳周一ほか編『江戸時代近江の商いと暮らし―湖国の歴史資料を読む―』) 所載、おうみ学術出版会)
平成28年4月～29年3月	近江商人の文書にみる旅の研究	桂浩子「近世・近代の史料にみる近江商人の旅」(『研究紀要』50号) 公刊。
平成29年4月～30年3月	近世・近代の近江商人の暮らしにみる日常と非日常	近江八幡商人の諸儀礼にかかるデータ入力。

さて、それでは私の話に移らせていただきます。この講演を引き受けた時に、企画展テーマに則してどのような話を用意したら良いか、いささか悩みました。というのは、私は、経済学部で長い間「近江商人経営論」の授業を担当してきましたが、そのほとんどにおいては、近江商人発生源や近江商人の商い方法、あるいは奉公人の問題などを中心に講義してきました。旅の道中の話とかについては、取り立てて話をすることがなかったからです。そこで、自分が本格的に研究に取り組んだ際に、近江商人研究史の端緒ともいえる井上政共編述『近江商人』を読むことから始めたことに鑑み、あらためてその書物を読み直してみました。初心にかえる、といったところです。

この書物は、明治二十三年（一八九〇）に岩手県士族であった井上が「近江国の商人にして、既に黄泉の客となりし商人を始め、現社会に生存競争して、活潑に商機を進むる商人の事跡を著」したものです。取りあげられた商人は、近江八幡の書肆、松桂堂主人西川勝助が三年以前から計画して集めた史料をもとに執筆されています。「書籍等より採り索めし材料」ではなく一次史料を収集して執筆したので「確実正明を務め、敢て事実を失はざるなり」と記しています。また、資本主義経済の「進化の絶間なき世の中に、国家経済の地盤たる、商業に従事する者は、分けても既往及び現在の商業家が、焦心苦慮、忍耐勤勉の末、労力の報酬として、遂に立身出世したる、事跡を参考となすの必要あり、故に其時代と其商人の事跡とを衡量し、早くも商機の存する所を看破して、今日の時代に投合し、資本、真実、迅速の三名詞を活用せざるべからず」……「左れば商業家及び商業翼賛家にして、遠く過去の事跡を探り、遙かに未来の成行を慮るは、必竟現在商業社会の隆盛を計るが為めにあら

ざるはなし」とも記しています。

つまり、明治という新しい時代において、商業に従事する商人の重要性を説き、立身出世を遂げた近江商人を顕彰する意志が反映されています。その後、本書に取りあげられた五〇人に加えてさらに五〇人、計一〇〇人の伝を編むべく史料収集が続けられたのですが、明治四十三年に八幡商業学校の同窓組織である近江尚商會に版權とともに収集史料も譲られ、同校の創立二五周年記念の出版物として平瀬光慶編『近江商人全』が翌年十一月に刊行されました。その時には、一部の人の出入りを伴いながらも六七人が取りあげられています。それらの人物も配布資料に付け加えておりますのでご参照下さい。

これらの両書は、近江商人の研究をするに際して最も古典的で基礎的な文献として、史料館の常設展示コーナーに出陳している一八三〇、四〇年代に作成されたと考えられている、当時の近江商人の番付表である「湖東中郡日野・八幡在々持余家見立角力」とともに、今なお斯学において光彩を放っています。二二〇名の近江商人の名前が記された番付表もお手元に配布させていただいております。これも随分前に翻刻したのですが、一部誤読・誤植がございます。翻刻当時は夏の暑い時で、文字が小さくて虫眼鏡でのぞき込みながら作業をしたもので、途中で吐き気を催したものでした。そんな苦勞に免じて、誤読・誤植を訂正しないままにしていることをお許し願います。

さて、『近江商人』の一覧表には「今人」の部があるように、明治期の商人も取りあげているなど、現在の研究においては近江商人を「近江国に本宅（本店・本家）を置いて他国稼ぎをした商人」と定義づけ、近世商人の一類型としていますから、その定義からははずれる商人も取り

あげられていることや、歴代の数え方に間違いもあるのですが、今回は触れません。

それはともあれ、取りあえずは一覽表に取りあげた商人のなかから、企画展の主題に則して「峠の向こう」への「旅商い」の様子を記す三名の人物を取りあげてお話しさせていただきます。

○中村治兵衛 二代目治兵衛・・・一七四〇年代頃

ある日つらつら思ふ様、農には時ありて応分の暇あるのみならず、土地の公益を図り、また名を挙げ家を興すには、他国に出でて盛んに商業を営むにしかずと心を定め、己が製造せし麻布を携え、慣れし村里を離れつつ信濃地方へ赴きて販売せり、世に云う近江布はこの時に始まりしとが、かくて帰国の際には信州及び上州産の麻を買入れ来たり、その練方と織方に多年刻苦経験して販売に怠りなかりしかは、家いよいよ繁昌し、出るものは商品のみ、入るものは貨宝のみ、ここにその事業の有益なる成跡を見るに至れり、これぞ中村家持ち下り商業の起これる始めなり

○塚本定右衛門

文化四年（一八〇七）十九歳の春を迎え、これより旅商の業を営まんとして思ふ様、旅商の業を営むには先ず諸国の商況を視ざるべからずと、金五両を資本として小町紅を買い入れ、これを鬻ぎつつ遠く陸奥の国に赴けり

文化十年、甲斐の国甲府に至り、高橋某の裏土蔵を借り受け、ここに始めて商業の基を開き、一首を詠ぜり、その歌に

かせかすにふらふらしてはなりませぬ、一文銭もたのむ身なれば

○川島又兵衛 天保年間（一八三〇）～一八四三

ある日木曾街道を通り宿を重ねて碓氷峠に差し掛かり、一人の連れ人を伴い互いに十貫目程の重荷を担うて登りけり、かくてこの日は土用の半ばにて暑気もつとも劇しき時なれども・・・（連れ人）吾れつらつら想うに・・・かかる峻嶒なる山路を暑さも構わず重荷を担い、かかる苦勞をせんよりはいつそ百姓となりて鎌や鋏を持ちて農事に従うかよろしけれとかこちしかば、又兵衛は・・・この位の峻嶒なる山が五つも六つもありしならば、却って大なる金儲けなり、なぜならばこれ位の山がただ一つ有りてすら俄に商人を止めて百姓になりたしと願ふ程のことなれば、もし幸いにしてかかる峻嶒が五つも六つもあるならば、誰一人としてこの信州の地に入り込みて商売する者なかるべし、かかれば吾れ独り踏み入りて盛んに商いし、濡れ手で粟のつかみ取り、ここに数多の金を儲け、子供や孫の時代には天晴れひとかどの豪商となり、末永く川島家を榮えしめんと思ふなれば、かかる峻嶒の五つ六つなかりしことを憾（うら）むなり・・・

まず中村治兵衛ですが、傍線を付した部分を注目していただければ幸いです。この二代中村治兵衛は、巷間では彼が書いた「宗次郎幼主書置」が「三方よし」精神の原典だとする言説がありますが、それらはいささか後知恵のような説明で問題があることはすでに論文で批判しております。それはともあれ傍線の叙述には、近江商人が商業活動を始める動機

が記されています。治兵衛は、農業は一年中従事できる仕事ではないため、田畑からさらなる「公益」をはかるため、また「名を挙げ家を興す」ためには、「他国稼ぎ」をするのが一番だと考え、麻布を信濃地方へ持ち下り販売し、復路で上州産の麻を買い入れた、すなわち「のこぎり商い」をし成功したと書かれています。

農閑余業として商業に乗り出すことは、農業だけでは生活できないために商業活動を始めたと説明していた、近江商人発生説の一つである「農民困窮説」なのですが、治兵衛の場合は生活苦ではなく「土地の公益」を考えたことと、一方で「名を挙げ家を興す」という名誉と財産を得ることが創業の動機であったようです。「土地の公益」とは具体的にどのような意味なのかは定かではありませんが、たんに「私益」の増進ではなく、「公」に供しうる利益を求めることのように思えます。少なくとも農業よりも商業が産をなすには有効な手段なのだと考えたことは間違いないでしょう。

塚本定右衛門―番付表では紅屋定右衛門と記されています―もまた旅商いを始めるのですが、彼は第一に「諸国の商況を視ざるべからず」と考えました。各地の市況を調査すること、各地の商品の需要・供給の状況を自らの目で確かめることが重要であると理解していました。自らが歩き、それぞれの土地で情報を収集する姿は、多くの近江商人に共通することでした。今回の企画展示では、出店所在他へ往復する商人とその経路を記したパネルがあります。これらの旅路は、すでに出店を開くほどに成功した商人の旅であり、立ち寄る先には名所・旧跡、神社仏閣が含まれていることから、物見遊山の旅と間違われかねないのですが、それもまた情報収集の一環であったことも間違いありません。もちろん、

創業期においてはひたすら額に汗して営業するわけですから、物見遊山は副次的なものであったでしょう。

お手元の画像をご覧ください。東近江市五個荘川並に現存する「聚心庵」の地を本宅としていた塚本定右衛門の創業期の旅商いの姿を描いたものです。定右衛門が軒端に下がる風鈴を眺めています。その時に詠んだ一句は、「稼がずにぶらぶらしてはなりませんぬ云々」でした。この肖像画は、一所懸命商売に励むことを自省する姿でした。もっとも、風鈴はその時に風に吹かれて鳴ってほしいのですが、定右衛門さんには「稼げ稼げ稼げば金が生まる」と聞こえたそうです。普通の人であれば、風鈴が風に揺られて妙なる音を響かせ、それを聞いて夏の暑さを凌ぐ一助としたのでしょうから、風鈴にとっては言いがかりのような、えらい迷惑な評価で身も蓋もない話ですが、旅商いを始めたばかりの商人にとっては、自らを戒める対象となったわけです。

川島又兵衛の事例は、まさしく嶮岨な峠道が自分だけでなく子孫・末裔までの繁栄をもたらすものと自覚したものです。嶮岨な峠の向こうには、まだ誰も商人が入り込んでいない、すなわち誰の商圏も確立していない可能性がある土地であることを喜ぶのです。

「近江泥棒、伊勢乞食」とは、一八世紀の終わり頃には成立していた俚諺ですが、その解釈については異なったものがあるものの、泥棒は人の気付かない機会を見計らって利益を得ようとする類いだとすれば、未開拓の市場を切り拓くことによって商圏を確立させていった近江商人の姿を隠喩として表現していると理解しても良いのではないかと、私は思っています。

川島又兵衛が同道者に語る話は、見知らぬ地にこそ富の源泉があるの

ではないかと、冒険心を持って旅商いに踏み出した近江商人を彷彿させるものです。

ただ、これまでお話しした三人の商人は、ある意味で成功者であるが故に後世にまで名を残し、顕彰されることとなりました。一覧表の「特徴」欄に書かれている人物評価は、当然のことながら明治期の価値観に基づいていますから、文字通りに受けとめてはいけませんが、そんなに史実から遠いことでもなかったと判断しています。しかし、商売に失敗した人物の事例は、挙げられていません。それゆえ、成功者の事例だけで話を済ませてはいけません。そこで、神崎郡築瀬村の猪田清八さんの事例も取りあげておきたいと思います。

この人物については、すでに論文や「五個荘町史」近世編でも書いたのですが、ご興味のある方は、青柳さんたちが編集された『江戸時代近江の商いと暮らし』（おうみ学術出版会、二〇一六年）に収められている拙稿「離島で果てる―ある商人の軌跡―」をご一読いただければ幸いです。

清八さんは罪を得て安永七年（一七七八）十二月、杵岐島に遠島になり、天明五年（一七八五）五月に彼の地で五六年の生涯を遂げた人物です。流罪になる前は築瀬村の横目を務める傍ら丹波・丹波・大坂に得意先をもち商いをしていたようです。流罪先の杵岐島でも到着当初には、島内で小商いをする意思があったようで、古里から小間物類の商品を送るようにと連絡してきています。また、早い時期に赦免になって故郷へ戻れるものと考えていました。杵岐島からの便りには、残された家族や商売に関して細々とした指示や意見が書かれています。その限りでは遠島になっても、当初は意気軒昂で過ごしていたと思われまます。

しかし、島流しになっている間に妻や長男・次男が亡くなったことを

知ることになり、自らも病を得て一緒に遠島となっていた仲間の看病を受けるようになります。そして、早い時期に赦免されて帰国できるだろうという淡い期待も実現が難しいことを覚悟せざるを得なくなりまます。気力・体力の衰えが次第に募り、この世を去る時が忍び寄ってきました。資料の猪田清八の項に掲げた文章は、清八が亡くなる直前に認められたと推測される二通の手紙の抜粋です（手紙は前掲「離島で果てる―ある商人の軌跡―」で翻刻しているので、本稿では省略する）。

ここで彼が認めている内容は、これまでの近江商人研究でも注目されてきたことに再考を迫るものがあると受け止めています。

それは、創業ないし働くことの動機付けの問題です。これまでの研究においては、近江商人の経営理念として「高利望み申さず」とか「売って悔やむ」といった店法規定を前提にして、「利益のための利益を求めてはいけない」「買い占め、売り惜しみなどの正路ではない商いをしてはならない」という高潔な倫理観を評価してきました。しかし、それらが成功者が認めた店法に記されているということに、もう少し留意すべきだと教えてくれます。その顕著なことは、清八が「われら若き時、金はこの世の宝なり」という思いで働いたという、正直な思いの吐露です。とにかくもお金を稼いで豊かになりたい、という思いが働く―他国稼ぎをする―ことが第一の動機であったというのです。

何と正直な発言ではないでしょうか。先に挙げた三人の商人もまた、お金を儲けて豊かになることを夢見て他国稼ぎに出たはずですが、その際は「私益」のことしか考えておらず、「公益」についてどれほど自覚的であったのかは疑問なのです。先に中村治兵衛さんが「土地の公益」について触れていますが、それは明治期において井上政共が評価したこと

であり、二代目治兵衛のことであつたことに留意する必要があります。

嶮岨な峠を越え、あるいは海難の恐れが高い海を渡り旅商いを始めた創業者は、おそらくは「金はこの世の宝」だと思つて額に汗して頑張つたでしょう。この創業者が年老い、蓄積した資産を次代に継承させようと思ひ始めた時、その思ひを口頭ではなく、店法の制定という文字化した形で伝えようとしたことは疑いないことです。それゆゑ、「お金儲けをしたい」というまったく私的な利益追求観は、働くことの動機付けとして認めることが大事だと思つたのです。人は時として、このような人々を「我利我利亡者」であるとか「守銭奴」といつた言葉で蔑みがちですが、確かにそのような人があることは否定できないにせよ、私欲を満たすことが経済発展の基礎要因だという原理もまた、そこに見ておく必要があるのです。

一方で清八が、お金というものは「命なければいらぬ物」だと悟つたことも注意する必要があります。近江商人の精神には、先にも触れた利益のための利益を求めてはならない、商売で得た利益は社会へ還元しなければならぬ、といった考えがあつたことも事実です。それらは多くの商家の店法に記されていることでも明らかで、近江商人を研究する者にとつては周知のことです。

つまり、清八さんの心模様にも則して言うならば、若い時、あるいは創業時にはお金儲けをして豊かになりたいと思つて働くとしても、財産が増えるに従つて、正路な商いを身につけ、利益のみを追求するのではなく、世間に役立つことも考えるような価値観・行動規範を身につけ、健康に留意して過ごすことが最も大切なことだという、心の高見に達することが近江商人として後世も評価されることだったということになるで

しょう。換言すれば、創業から致富に至る過程では、欲心を止揚する努力が求められたのです。

また、清八さんが門徒として阿弥陀如来を頼み極楽参りすることを希求している様子も判明します。斯学においても、また巷間においても、近江商人が成功した要因として、信仰心が強かつたからだという話もよく聞かえてきます。しかし、信仰心の強弱や有無と商人として成功することとは、別の話ではないのでしょうか。たまたま名を残した近江商人達の多くが、浄土宗や浄土真宗門徒であつただけのことで、その間に因果関係を相即的に認めるのは、「プロテスタントと資本主義の精神」に引きつけられた解釈だと思ひます。

清八さんが語ることに注視するならば、商業行為を行う日常生活のなかで、法義・法話を聞く環境にあつたのかどうかを検討されるべきなのでしょう。近江商人の店法にも神仏に対する信仰を勧奨する条文を備えた例は少なくありません。しかし、実際に僧侶を招いて法義・法話を聞く会や寺社へ参詣する機会を設けているのかどうかは、さほど明らかにされている訳ではありません。清八さんが金剛堅固な信仰心に達することができないことを自覚しながら、阿弥陀如来の導きを祈らざるえない環境を嘆じているのは、商業活動と信仰心の関わりを評価する上でも、貴重な証言だと考えています。

ところで、近江商人が他地域の商人とどのような点が異なるのか、何が独特な点なのかということについて私がここ二〇年ほどの間強調して説いてきたことは、「立身・出世」観の問題です。近江商人の店法には、主人が奉公人に対して「立身・出世」することを鼓舞するというか、義務化しているような条文をもつものが多いのですが、他地域の商家には

ほとんど見られません。三井家や住友家には一時期に立身・出世の用語をとまなう店法が存在していますが、一国内で多数の商家が奉公人に立身・出世することを求める店法は、他国では見たことがありません。店法は、家名・家産・家業を形成した者が、次代へそれらを継承させる意志を示していますが、これが作成された時点で経営が守旧的・保守的になることを一面では示しています。

詳細は省きますが、近江国においては「立身」とは店内の職位を昇進して番頭・支配人に至る過程であり、「出世」とは別家となつて独立自営業となるか、通勤別家として終生、主家に勤務して相談役的な役割を果たすことでした。別家になることは容易ではなく、せいぜい一割の奉公人だけが到達できるだけでしたが、主家と擬制的な家族関係となり親戚づきあいをしてもらえます。そのことが奉公人にとって最大の名誉であり、目標でもあったのです。

ただ、立身・出世するためには、辛抱や世間の艱難、有意義な金銭の遣い方を知り、自助努力することが求められました。その上で「天」の冥加・配剤に左右されるものでした。自分では努力したつもりでも、最後は「天」という不可知な存在に規制されるのです。実際は主人による評価ということなのですが、主人による好き嫌いや判断ではなく客観的な決定であることを示すには、「天」の存在を借らざるを得ない時代でした。

このような立身・出世の道程は、一方で商業技法に習熟し、他方で倫理道徳を高める努力が必要でした。そして、成功して財をなしたとしても、それが一代限りのことであれば、近江国内では近江商人として認められることはありませんでした。先にご紹介した近江商人の番付表は史

料館の常設展示ケースに出陳していますが、二〇〇名を超える人物にすべて記号が付されていることが分かります。最も高い評価・家格だと認定された商家は打出の小槌に宝印が入ったものですが、最下位には「宝」印が付られています。最上位の印を付された商人は六名で、全体のわずか三％に満たない数字となります。この家々はたんに資産の多寡だけで評価されているわけではなく、正野玄三家のように資産は少なくとも当家が創案した合葉なくしては日野商人の致富はなかったことから、別格の家としてその名望が讃えられています。この一方で「宝」印が付けられた二名の名前は住所表示された番付にはありません。「宝」印は「大金をつかひ一代栄花にて楽ミきたる印」であり、卑近な言葉を使えば成金の人達でした。また、住所・名前が記された商人に付された印を検討すると、たんに家産の大小だけでなく「家久」しい人物が高く評価されていることが分かります。つまり、何代にもわたつて家が相続されることが重要視されました。そのような商家の歴代は、残された史料によれば災害時における窮民救恤や地縁・職縁のある土地の神社仏閣への寄進など、私費を投じて世間への貢献を果たしていることがわかります。それは「私益」のみの追求ではなく、得た利益を世間に還元し地域復興に貢献するという「公益」に視野が及んでいたことの証左といえることができます。

資料の最後に五個荘金堂出身の外村繁の『花筏』の一節を取りあげています。これはあくまでも小説であり、フィクションではあるのですが、とても史実に近い話なのだろうと思います。当地では、聞き分けのない子供を諭すときに、「丁稚にやらない」と言うが無理を言わなくなった

というのです。

□ 外村繁『草筏』（サンライズ出版、一九九四年。原本初版は昭和十年（一九三五））

この江州の東部地方は古くから所謂近江商人の出生地として有名であった。が殊にこの六荘村は・・・まるで近江商人の本場のよう
に言われていた。したがって村人達の気配にも自ら異なったものが
あった。親達はもちろん、子供達までが丁稚奉公に行くことを無上
の誇りにしていた。村の母親達は無理を言う子供等をこう言って
叱った。

「ようし。ほんなことしてな。大きいなつても丁稚さんに行けんほ
ん！」

すると頑是ない子供等でさえ無理言うことを止めるのであった。
事実当時は東京や京大阪から「兄さん」達が立派な服装をして帰っ
て来た。また、もつたいないような新宅を見事に建てた「叔父さん」
達も幾人となくいたのである。

つまり幼い時から奉公に行き成功した人々を見て育つことにより、立
身・出世して財をなす最大の方法は、商家の店員になることだと考えて
いたのでしよう。流行のファッションを身にまとい帰省する「兄さん」
やもつたいないような家を新築する「叔父さん」たちの姿は、羨望の的
だったので。自分も将来、そのような境遇を手に入れる近道は、商家
の奉公人になることだと分かっていたので。そのためには、幼くして
親元を離れ、峠の向こうにある出店へ向かわなければなりませんでした。

峠の向こうに何がある ― 商いへの旅立ち―

近江の地に留まる限りは、富を手にする機会や可能性は薄かったのです。

近江の町村から多くの商人や商家奉公人が輩出されていることについ
ては、例えば元文三年（一七三八）の日野大窪町では、男子一九六九人
のうち二二五人が「商人」でした。これは一・一％にあたります（「江州
蒲生郡大窪町差出帳」滋賀大学経済学部附属史料館所蔵中井源左衛門家
文書）。また、天保十二（一八四一）年の蒲生郡鎌掛村の事例を明らか
にされた水本邦彦氏の研究に拠れば、当時他領・他国へ出ている人々が
一九三人いて、そのうち他国で出店を持つ者一七人（八％）、他国往返
商人一九人（一〇％）、商家奉公人六六人（三四％）ですから、全体と
して奉公に出る五三％の人々が商業に従事していたことになります。総
人口では八％を占めたわけです（水本邦彦「近世の家族と身分」『歴史
と文化』二六号、二〇一七年）。

従来、このように多くの人々が他国稼ぎに出る状態は、近江国で就業
機会がないからだと言われてきたのですが、それは農業のみでは暮らし
ていけないことの裏返しだと評価されてきました。しかし、江戸時代に
農業だけで暮らしていた地域がどれほどあったのかという論証はなく、
たんに江戸時代が自給自足的な社会だとみなす古い考え方によるものだ
と、私は思います。商業に従事する、創業者として他国稼ぎすることや
商家に奉公人として雇用されることは、むしろ就業機会が多いと考える
べきではないでしょうか。

近江商人は、以上述べて参りましたように、故郷の近江国から繋がる
街道やその向こうに聳える嶮岨な峠道を越えて他国へと旅商いに出向き
ました。それは津軽海峡や関門海峡をも越えるなど、その足跡は全国へ

と及びました。

司馬江漢がいみじくも近江について語った時、日々の安定した生活に甘んずる者は、他国稼ぎをしないと喝破しています（「春波楼筆記」文化八年（一八一））。たとえいささか軽薄ではあつたとしても、冒険心を持った若者が陸続として他国へ旅商いしようとした時、それを支え、当然とする社会通念が近江国に育つていたのでしよう。

顧客が来るのを待つのではなく、新しい取引先・商圏をもとめて顧客の元へ出向くというのが近江商人の商い方法でした。たぶん、彼らの目には、峠の向こうに富を得ることになる商いの道が見えたのでしよう。また、老後の子孫繁栄を思えば、峻岨な峠も荒波逆巻く海路も平坦で風いだものだと、自らの心に言い聞かせたのでしよう。そして、長い間の他国における商業活動を通じて彼らが到達した精神は、「陰徳善事」という匿名性をもつ慈善行為であり、その実践的な姿が「売り手によし、買い手によし、世間によし」という「三方よし」の考え方として、巷間に知られるようになったと言えましょう。

以上、いささか講演題とは異なつた嫌いがございますが、私の本日のお話しを終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

「湖東中郡日野八幡在々持余家見立角力」欄外凡例印



此印分げん家久金
家督仕にせ商売
一切揃長者随一之印



此印ハぶけん家久金家宅
道具樹木せんざい仕にせ商
売出店も有上々印



只金有仕にせ有家宅
道具出店有家もあり
余り大ぶげんの風をせぬ印



只金たくさん有之
大商人家宅道具
可也てくらす印



大金持金かし商売
外商売ハ少し家宅
道具かまわぬ印



家宅道具樹木
せんざい揃大本家合
持にして安楽なり

此印ハ小商人より取
上りことの外大商
人の印



此印ハ
田督ある
家久の印



此印ハ大金をつかひ
一代栄花にて楽ミ
きたる印